

平成 21 年 6 月 26 日

株 主 各 位

東京都中野区本町二丁目 54 番 11 号

株 式 会 社 レ オ パ レ ス 2 1

代表取締役社長 北 川 芳 輝

第 36 期定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 21 年 6 月 11 日付でご送付申し上げました当社第 36 期定時株主総会招集ご通知の記載事項の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬 具

記

【訂正箇所 1】（網掛けは訂正部分）

14 頁 3. 会社役員に関する事項

訂 正 前	訂 正 後
(2) 事業年度中に退任した取締役 該当事項はありません。	(2) 事業年度中に退任した会社役員 該当事項はありません。
(3) 取締役および監査役の報酬等の額 省 略 (注) 1. 省 略 2. 省 略	(3) 取締役および監査役の報酬等の額 省 略 (注) 1. 省 略 2. 省 略 3. 上記のほか、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として取締役 13 名に対して 128 百万円、監査役 3 名に対して 6 百万円、社外監査役 3 名に対して 4 百万円を費用処理しております。 4. 上記のほか、平成 21 年 6 月 29 日開催の第 36 期定時株主総会に提出予定の「退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件」が承認可決された場合には、総額 1,185 百万円が取締役 10 名に対する退任時の支給予定額となります。

【訂正箇所2】（網掛けは訂正部分）

51頁 第1号議案 定款一部変更の件 1. 変更の理由

訂 正 前	訂 正 後
<p>「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。</p> <p>これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。</p>	<p>「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。</p> <p>これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。</p>

【訂正箇所3】（網掛けは訂正部分）

51頁 第1号議案 定款一部変更の件 2. 変更の内容（条数の繰上げ）

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 当社は前項の規程に係わらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 当社は前項の規程に係わらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第10条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上